

公益財団法人千葉県下水道公社

流域下水道に関する共同調査研究事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県下水道公社調査研究事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「公社」という。）を代表とする教育機関及び民間企業等の共同体（以下「共同体」という。）が千葉県と共同で実施する流域下水道に関する調査研究事業（以下「共同研究」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の種類)

第2条 共同研究の種類は、公社が定めた課題及び公社以外の者が提案した課題に関する調査研究とする。

(実施の要件)

第3条 共同研究は、要綱第5条の規定により設置された審査委員会が、次の各号に掲げる要件を全部満たしたと判断した場合に限り実施することができる。

- (1) 共同研究の内容が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。
- (2) 共同研究として実施することが合理的かつ効率的であること。
- (3) 共同研究を行おうとする者が、共同研究に必要な技術的能力及び経済的基盤を有し、かつ、共同研究に必要な研究体制を整えていること。
- (4) 共同研究を実施することにより、公社の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

(共同研究者の公募)

第4条 公社が定めた課題について共同研究を行う場合、公社は次に掲げる方法により共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）を公募するものとする。

- (1) 公社のホームページ及び掲示板に公告するほか、必要に応じその他適当な方法により案内する。
- (2) 公募の案内には、共同研究の課題と簡略な内容及び連絡先その他必要な事項を記載する。

(企画書の提出)

第5条 千葉県流域下水道共同研究実施要領に基づき共同研究を行おうとする者は、理事長に企画書を提出しなければならない。

(覚書きの締結)

第6条 共同研究は、千葉県に共同研究を申請するための共同体結成に関する覚書き（以下「覚書き」という。）を締結し、その内容を共同体結成に関する覚書き書（以下「覚書き書」という。）として相互に取り交わすものとする。

2 覚書き書には次の各号に掲げる事項を記載し、共同研究計画書（案）（以下「計画書(案)」という。）を添付するものとする。

なお、計画書(案)は、公社と共同研究者が協議のうえ作成するものとする。

(1) 共同研究者の名称及び住所

(2) 共同研究の名称及び目的

(3) 共同研究の内容

(4) その他共同研究の申請に関し必要な事項

3 第1項及び第2項の規定は、覚書きの変更について準用する。

(技術成果書の提出)

第7条 公社及び共同研究者は、共同研究の結果得られた技術上の知識及び研究の成果を技術成果書として取りまとめ、審査委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された技術成果書について、審査委員会はその内容が適当であるかを審議するものとする。

(共同研究の終了)

第8条 前条により適当と判断された技術成果書が千葉県に報告されたことを以て、本要領における共同研究は終了する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月9日から施行する。